

## 今月の Twitter 2014 年 6 月 (抜粋)

今月の「つぶやき」を抜粋で集めました。

【6 月 1 日】

あっ、そういえばブログを更新していました。曲がったキュウリは売られない？フナがタイより高い？『1 次産業』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/page-4.html>

【6 月 2 日】

ブログ記事。近頃、ブログの中で公益法人に関する記事へのアクセスが多くなっています。定期提出書類の提出が間近になり、お悩みのことがあるのでしょうか。どうぞお気軽にお問合せください。

<http://matsui-jicpa.com/cf2.html>

【6 月 3 日】

公立小中学校の耐震化調査結果。震度 6 強で倒壊する可能性の高い建物が全国で 1200 棟を超えるそうです。全国では耐震化率は 9 割超。しかし道府県ごとになりばらつきがあります。財政難や人手不足が耐震化の進まない理由でしょうが、少しでも早い対応を願うばかりです。

【6 月 4 日】

今日のお土産。津島に戻っていました。名古屋駅で買ったお土産は「志ぐれ煮」と「しるこサンド」。いずれも地元の味です。皆さんもご賞味あれ。

【6 月 5 日】

朝散歩。雨が降ってきたので、急いで帰宅しました。今は、止んでいます。

【6 月 8 日】

陸上日本選手権。男子 100M で桐生祥秀選手が初優勝しました。雨の降る中、注目のタイムは 10 秒 22。夢の 9 秒台に向けて努力を続けてください。昨日の男子ハンマー投げでは、室伏広治選手が 20 連覇を達成しました。なお上を目指す姿勢は賞賛に値します。選手の皆さん、お疲れさまでした。

【6 月 9 日】

朝散歩。雨に濡れて草木がキラキラしていました。俳句を詠んだブログをよく拝見するので、

私もチャレンジ。

「紫陽花の花びら浮かぶ水たまり」

【6月10日】

下請中小企業自立化基盤構築事業。下請中小企業等が連携して自立化に向けた取り組みを行えば、補助金が出ます。【公募期間】平成26年7月4日(金)まで。募集要項の詳細はこちら。

<http://t.co/ODIVsKI78a>

経済産業省 平成26年度予算事業 中小企業庁

**下請事業者のみならず 下請自立化補助金**  
(下請中小企業自立化基盤構築事業)

下請中小企業等の連携グループが、メンバー相互の経営資源を活用して行う自立化のための取組を支援します。

下請中小企業振興法に基づき、事業計画を策定し、国の認定を受ける必要があります。

共同受注用システム構築、展示会出展、設備導入等に対して、**最大2000万円の補助(補助率:2/3)**が受けられます。

新たな取引先を開拓するために必要な事業費(連携体構築費、共同システム構築費等)、販路開拓費(展示会出展費、広報費等)、試作・開発費(原材料費、機械装置費等)等の費用を補助します。

「**経済産業局**」が、相談窓口です。

下請中小企業振興法に基づく事業計画の申請及び補助事業の申請については、申請者の主たる事業所の所在地を所管する経済産業局で受け付けています。

▼ 以下のような取組が補助対象となります ▼

<下請中小企業自立化基盤構築事業の一例>

○従来型の取引(のこぎり型受注)

○異業種企業とのニーズに対応した取引

企業力営業力生産性の向上

下請事業者が自立するための基盤構築

特定の親事業者以外との取引の獲得・拡大

上記は、一例です。下請中小企業振興法に基づく事業計画については、下記HPをご参照下さい。  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/tonihiki/2013/131226shitauke.htm>

【6月11日】

朝散歩。気づきました。ほとんどの人が道の左側を歩いています。そういう私も。

【6月12日】

法人の実効税率。税府は2015年度から数年間で段階的に20%台まで引き下げる方針を決めました。税の上での法人優遇。これは成長戦略の一環です。ということは個人課税の強化に向うはずです。

【6月13日】

ブログ記事。近頃、ブログの中で公益法人・移行法人に関する記事へのアクセスが多くなっています。定期提出書類の提出期限は6月末。ご不明な点は、どうぞお気軽にお問合せください。

<http://matsui-jicpa.com/cf2.html>

【6月14日】

結婚式。昨日は親戚の結婚式がありました。新夫婦の誕生おめでとうございます。しかし、飲みすぎました。

【6月15日】

昨日の津島。真夏のような暑さでした。電車内で読もうと用意した資料。ほとんど読まずに熟睡しました。

【6月16日】

待機児童の解消に向けて「子ども・子育て支援新制度」を先取りした大阪市の小規模保育事業。審査終了しました。選定された方は、審査の際にお聞きした熱意をぜひ実行に移してください。今回惜しくも残念な結果に終わった方にも、次が必ずあります。

【6月17日】

社会福祉法人へ社会貢献活動の義務付け。厚労省がこのような方針を固めました。具体的には、無償・低額で生活困窮者を支援することのようです。内部留保を減少できる方策が持てることは、法人にとって有意義です。ご参考までに。

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11565010608.html> ...

【6月18日】

先の厚労省の方針決定。前提に、内部留保＝法人内部の余剰資金という誤解があるのでは？別に内部留保が多いからといって、余剰資金があるとは限りません。そもそも、社会福祉法人では内部留保の多さが問題視されますが、純資産の中の次期繰越収支差額が議論の対象になるべきです。

【6月19日】

取引環境改善型需要開拓支援事業。取引先の閉鎖・縮小により、10%以上売上が減少する中小企業等に対して補助金が出ます。

平成25年度補正予算事業	
中小企業のみなさま	取引環境改善型需要開拓支援事業 (ものづくり・商業・サービス補助金)
中小企業・小規模事業者の振興と経営の安定に寄与することを目的とします。	
取引先の事業所の閉鎖等の影響を受けた <b>中小企業・小規模事業者</b> が対象となります。	
取引先事業者の閉鎖・縮小により売上げ減少が見込まれる中小企業・小規模事業者が、新たな取引先企業を開拓する取組が対象となります。	
通常で <b>1,000万円の補助(補助率:2/3)</b> が出ます。	
市場調査、試作・開発、設備投資、販路開拓等の費用を補助します。	
以下の要件を満たす必要があります。	
①	取引先事業所が過去3年以内に閉鎖している又は申請日以降3年以内に閉鎖予定であること。
②	取引先事業所が過去3年以内に縮小している又は申請日以降3年以内に縮小予定であること。
③	①または②であって、閉鎖等の予定のある事業者との取引関係にあり、閉鎖等後の申請者の売上が10%以上減少または減少が見込まれること。
④	補助金申請時の雇用数を補助事業終了時点まで維持すること。
活用イメージ	<p>①<b>新たな業種へのチャレンジ</b> 電子部品の下請としてやってきたが、取引先事業者の工場閉鎖が決定。電子部品の生産管理技術を活用して、高品質の食品加工分野に挑戦。</p> <p>②<b>新たな取引先の開拓</b> 取引先事業所の生産拠点の海外展開等により、受注量が大きく減少。新たな取引先を開拓するため、既存技術を活用した製品開発を行うための設備導入や生産効率を向上させる取組を実施。</p>

【6月20日】

無形文化遺産登録された和食。日本人における和食の価値が低くはありませんか？小学生の好きな手料理ランキング。1位ハンバーグ、2位カレー、3位スパゲティー。日本文化と結びついた日本食が認められたからこそその無形文化遺産です。日本を考えるきっかけにしてはどうでしょうか。

【6月21日】

朝散歩。お年寄りを中心にラジオ体操が各公園にて LIVE で行われています。長居公園では1,000人超が参加。さらに驚いたのは終了と同時に「わ～～～」と叫ぶことです。声を出す健康法なのでしょうか。

【6月22日】

二人だけの同窓会。昨夜は学生時代の友人と会いました。人不足で遅くまで働いているそうです。大企業ですが。みんな大変。がんばろう！

【6月23日】

あっ、そういえばブログを更新していました。大会社の株主総会ではどんな質問が？『平成26年6月株主総会における想定質問』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11875166772.html> …

【6月24日】

ブログを更新しました。皆さんの社会福祉法人では、当てはまりませんか。『社会福祉法人指導監査を振り返って』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11881282371.html> …

【6月27日】

株主総会。上場会社の総会は今日が集中日でした。議事進行及び株主質問への対応には、議長の器量がはっきりと表れます。質問といいながら自分の意見を述べる株主が多い。ご愛嬌の範囲ならいいですが、総会運営をスムーズにするためには別にそのような場を提供することを検討する必要があるのでは？

【6月29日】

朝散歩。今日は、街、路地を歩きました。同じ道でも逆方向に歩くと、感じが変わります。

【6月30日】

社外取締役任期制限。経産省が社外取締役の機能を強化するためのガイドラインを策定します。任期制限を設ける理由は、独立性の確保。ガイドラインでは、社外取締役を取締役会議長にすることも機能強化のために必要と考えています。

つぶやきは、ブログやホームページにおいても適時にご覧いただけます。